## 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正(案)

に必要な協力を行うものとする。	いようにするなど、適正かつ明確にこれを定めるものとする。 一方が合理的理由なく著しく不利な取扱いを受けるものとならな 設備の提供に係る契約において定める場合においては、当事者の 関する事項その他の設備保有者及び事業者の責任に関する事項を (設備保有者及び事業者の責任に関する事項を	(今回の見直し後のガイドライン案) 新
な協力を行うべきものとする。	(新設)	(現行のガイドライン)旧